

家計急変
世帯用

喜界町住民税非課税世帯に対する 臨時特別給付金のご案内（要申請）

令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変があった世帯を支援するものです

支給額 1世帯あたり **10万円**（※住民票上の世帯）

※ 支給対象者 以下のフロー図でご確認ください ※

申請日時点で喜界町に住民登録がある

はい

いいえ

現在住民登録のある市区町村へ問い合わせ

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の給付を受けていない

※同住所地で（別世帯親族）が令和3年度住民税非課税世帯等臨時給付金を給付された場合を含む

はい

世帯全員の令和3年1月以降の収入が新型コロナウイルス感染症の影響により減少した

はい

世帯全員のそれぞれの年収見込額が住民税非課税相当額となった

はい

いいえ

いいえ

【支給対象外】

※新型コロナの影響でない減収は対象外となります。

【家計急変世帯対象となる可能性あり】

申請書入手し、必要書類を添付して申請してください。

支給要件 ※以下の全ての要件を満たす必要があります。

- 申請時点で喜界町に住民登録があること
 - ※1 基準日（令和3年12月10日）時点で、国内の区市町村に住民基本台帳の登録があることが必要です。
 - ※2 一度給付を受けた世帯（非課税世帯、家計急変の重複請求は不可）に属する者を含む世帯は対象になりません。
 - ※3 基準日（令和3年12月10日）に同一世帯だった親族が、基準日以降に別世帯として同一住所に住民登録した場合（世帯分離）は、同一世帯とみなします。同一の住所に住民登録されている一方の世帯が給付金を受給した場合、もう一方の世帯は、給付金を受け取ることができません。
- 住民税均等割が課税されている者の扶養親族のみで構成されている世帯でないこと
- 令和3年1月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少したこと
- 収入が減少した結果、令和3年度分の住民税均等割課せられている世帯全員のそれぞれの年収見込額が、住民税均等割りの非課税となる水準に相当する額以下となること

判定の方法

- 判定対象者
 - ・申請日時点の世帯全員の収入（所得）で判定
- 収入（所得）の計算方法
 - ・令和3年1月以降の任意の1ヶ月の収入を年収に換算して判定
 - ・収入で要件を満たさない場合は、年間の所得に換算して判定

非課税相当の収入限度額早見表（参考）

非課税相当の収入限度額（早見表）

扶養している親族の状況		非課税世帯相当限度額 （年間の収入額）	非課税相当限度額 （年間の所得額）
単身または扶養親族なし		100.0万円	45.0万円
配偶者・扶養 親族の合計人 数	1人	156.0万円	101.0万円
	2人	205.7万円	136.0万円
	3人	255.7万円	171.0万円
	4人	305.7万円	206.0万円
障害者、寡婦、ひとり親、未成年 の場合		204.3万円	135.0万円